

政府の憲法9条解釈と集団的自衛権

— 解釈改憲は、立憲主義の否定で許されない! —

さかた まさひろ

お話し 阪田 雅裕さん (元内閣法制局長官)

■憲法9条の解釈変更による集団的自衛権容認は暴挙

講師の阪田雅裕さんは、小泉政権時に第61代内閣法制局長官を務めました。

阪田さんは、もし我が国がこれから、政府がずっと言い続け、国民もそのように考えてきた憲法9条のもとでの平和主義とは異なる路線を歩もうとするなら、しっかりとその是非と覚悟を国民に確かめる、つまりは憲法改正という王道を歩むべきだ、と言います

たまたま時の政権が「時代が変わったので憲法解釈を変える」というのは、行政が憲法に従うという「立憲主義」の否定で、政治が決断すれば何でもできるという考えは非常に危険です。護憲、改憲という立場の違いを超えて、戦後60余年の積み重ねられた憲法解釈の重みを踏まえて、なぜ解釈改憲が許されないのかをお話していただきます。

■阪田雅裕さんプロフィール

1943年生まれ。弁護士。1966年大蔵省入省、国税庁などを経て1992年より内閣法制局で総務主幹、第三部長、第一部長、法制次長を歴任。小泉政権期の2004年から2006年まで第61代内閣法制局長官を務めた。現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問。

著書に「政府の憲法解釈」(有斐閣)、「『法の番人』内閣法制局の矜持」(共著、大月書店)他



憲法9条を守り活用しよう。みなさまの参加をお待ちしています。

日時 2014年5月18日(日)

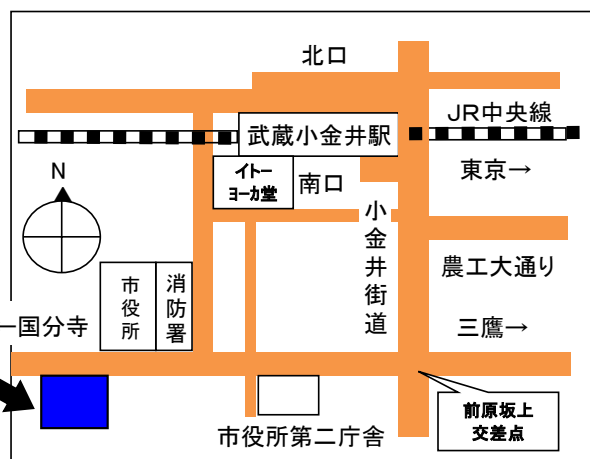
午前10時～12時

会場 市民会館萌え木ホール

(小金井市商工会館3階)

☆直接会場にお越しください

資料代 300円(学生200円)



主催 小金井を住みよくする会(代表:針生誠吉・都立大名誉教授〔憲法学〕)

連絡先 小金井を住みよくする会事務局・内田 電話 090-3813-7739